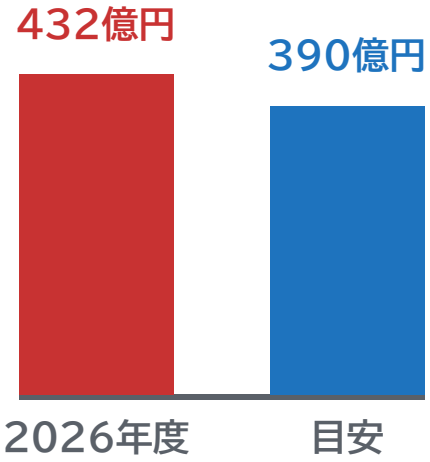
これからの行財政改革の方針



「行財政運営の改革に向けた基本方針」が目指す姿

貯金に頼らない予算づくり

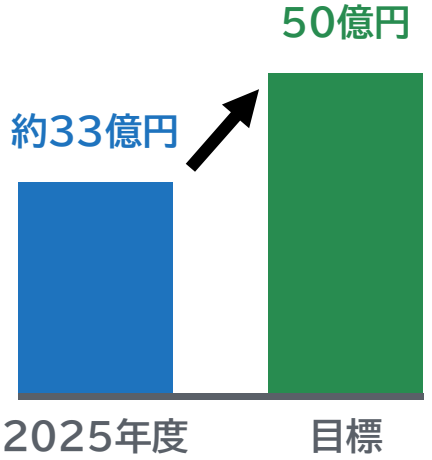
2025年度から2027年度の3年間で，事業の見直しなどを行うことにより，収入に見合った支出の規模にします。



市が1年間で自由に使えるお金（一般財源投下額）の上限を390億円に設定します。

災害等に備えた貯金の積立て

公共施設のあり方の再検討などにも取り組み，災害や緊急時に対応できるようにします。



出来るだけ早く市の貯金（財政調整基金）を50億円まで積み立てます。

用語解説：●財政調整基金（ざいせいちょうせいききん）：「万が一に備える，いざという時のための貯金」
【決算で残金が生じた場合，その一部を貯金し，支出が不足の時に使うなど，市の財政のバランスをとるものです】

●一般財源（いっぱんざいげん）：「使いみちが特定されず、市が自由に使えるお金」
【地方税，地方譲与税，地方交付税等が含まれます】

行財政改革の取組方針



将来も必要とされる「行政サービスの維持」や「市民の利便性の向上」にも配慮しながら，幅広い分野でしっかりと取組を進め，行財政を持続性のあるものにしていきます。



1 トップマネジメント

市長を先頭に，部長や課長が方針を決定・管理し，各部署の取組を連動させる仕組みを作ります。



2 職員意識・組織風土

改革の意義を共有し，職員意識を高め，組織の気風の改善を図り，しっかり検討をしてお金の使い方を決めます。



3 戦略と計画

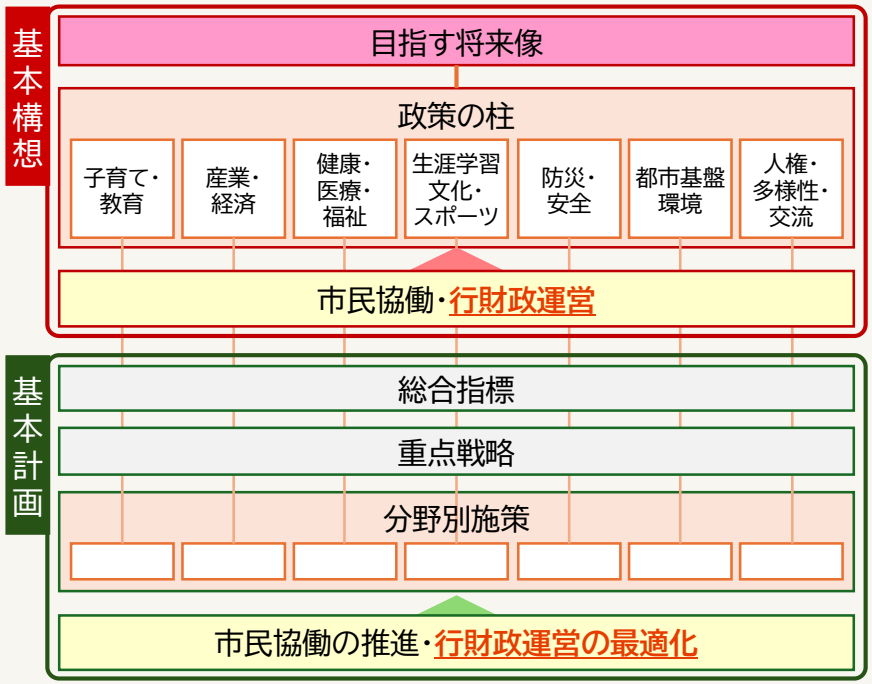
総合的な視点から，重要度や優先度を見極め，将来を見越して計画的に行財政を運営します。

行財政改革の位置づけ



行財政運営の改革について，市の一番重要な計画として今後10年間の将来像やまちづくりの方向性を定める「第3次総合計画」の目標達成に向けた「基盤」として位置付けます。
行財政改革にしっかりと取り組むことで，各分野の取組や重点的な取組の確実な実行，持続的なまちづくりの推進を支えていきます。

「第3次総合計画」のイメージ図



行財政改革の進め方

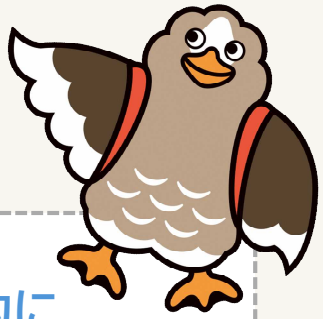
2025年度
「行財政運営の改革に向けた基本方針」の策定と取組の開始

2026年度
第2期前期行政改革大綱の検証と次期行政改革大綱の策定
※基本方針の取組を引き継ぎながら，より有効な計画へ

2027年度
次期行政改革大綱に基づく取組の開始

用語解説：●総合計画（そうごうけいかく）：「市の行財政運営に関する最も重要な計画」
【目指すべきまちづくりの基本理念、実現のための施策等を定め，総合的・計画的に行財政運営を推進していくための指針となります】
●基本構想：本市が目指すべき将来像やまちづくりの基本理念など　●基本計画：基本構想の施策の実現に向けた主な取組など

具体的な取組項目【2025～2027年度】



将来を見据えた予算づくり ～取組の効果重視へ

予算づくりの仕組みの見直し

客観的なデータで事務や事業を評価して，予算に反映させます。

施策の優先度を明らかに

総合計画での取組の優先度と，予算づくり等を連動させ，必要性や効果の高い事業から取り組みます。

施設整備の優先順位づけ

部局の枠を超えて，公共施設の整備に順位をつける仕組みをつくります。

建設事業の見直し ～費用負担を減らし，計画的に

新たな事業費用の圧縮

調査・設計費用を，原則，ゼロから検討し直します。

継続事業の支出を均等に

負担が偏らないように，毎年の支出額を均等にします。

借金の削減

国や県などの財政支援が見込めない事業は，行わないようにします。

整備方法の見直し

負担を減らすため，民間の資金・ノウハウ，補助制度，国の支援割合が高い借入金を活用します。

事務事業の効率化 ～サービスの質を維持しつつ機能的に

デジタル技術の活用

マイナンバーカードの活用，オンライン申請などのサービスの効果を確認しながら拡充します。

職員の適正配置

効率的な配置や研修に加え，施策と連動した人事・組織管理を行います。

評価と見直し

財政効果に着目して数値で評価し，優先度や予算と連動させます。

見えにくい支出をチェックし，収入もしっかり確保します

繰出金・負担金の見直し

公営企業等の健全化を図り，近隣の町と共同で取り組む事業の見直しを協議します。

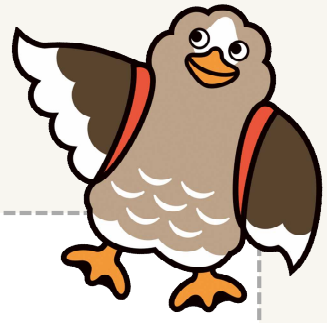
ふるさと納税の推進

地域活性化を図りながら，寄附額の増加に努めます。

その他の収入確保

遊休財産の処分を促進し，手数料の見直しに取り組みます。

具体的な取組項目【2025～2027年度】



公共施設の適切な維持管理　～ 公共施設等総合管理計画

効率的な活用
空きスペースや空き時間を活用し，施設の集約化・複合化・転用を進めます。

整備方法の見直し
建物の状態と利用状況等から，施設間の優先順位をつけて建替えや改修を行います。

維持管理の見直し
職員の点検と情報管理で，「壊れる前」に施設や設備を修繕し，できるだけ長く使い続けます。

売却へ向けた取組
利用が少ない施設について，行政目的の利用をとりやめ，普通財産に切り替えて売却します。

遊休財産処分の促進
制度や手続きを見直し，情報発信を強化します。

廃校の利活用
民間へ譲渡や貸付する際の条件を緩和する仕組みをつくり，利活用の迅速化に取り組みます。

「公共施設等総合管理計画」とは

背景
- 公共施設の老朽化が進んでいるため，施設を維持し続ける費用が増加しています。
- 今後，人口減少が進むことで，税収の増加は難しく，また，福祉など市民生活を支える支出が増えているため，施設の維持に充てられる費用が不足することが見込まれます。

目的
- 公共施設の状況を把握して，将来のまちづくりを思い描きながら，建替えや統合・廃止，長く使い続けるための改修などを計画的に進めていきます。
- それによって，施設から得られるメリットと施設の維持にかかる費用とのバランスをうまく保ちながら，将来に渡る公共施設の維持管理を目指します。

※ 計画策定から10年が経過することから，令和8年度から9年度にかけて計画の見直しを行っています。

対象施設

建物	・行政系施設（庁舎等）　・住宅系施設（市営住宅等） ・子育て支援系施設（保育所等）　・学校教育系施設（小学校等） ・社会教育系施設（図書館等）　・市民文化系施設（公民館等） ・スポーツ・レクリエーション系施設（体育館等） ・保険・福祉系施設（福祉施設等）・産業系施設（道の駅等） ・医療施設（病院等）　・公園施設（東屋等） ・供給処理施設（最終処分場等）　・その他施設（葬祭施設等）
インフラ	・道路　・橋梁 ・上水道施設（浄水場等）　・下水道施設（排水処理場等）